

改正

平成24年7月9日告示第115号

庄原市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 木造住宅耐震診断設計資格者（第4条）

第3章 木造住宅耐震診断費補助事業（第5条－第11条）

第4章 木造住宅耐震改修工事費補助事業（第12条－第19条）

第5章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震による建築物の倒壊の被害から市民の生命、身体及び財産の保護を目的とした建築物の耐震改修のために行う、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事の実施に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 補助対象建築物 市内に存する木造の在来軸組構法及び伝統的構法の住宅で、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。以下「住宅」という。）

イ 居住の実態があること。

ウ 地階を除く階数が3以下であること。

エ 以前に同一の事業による補助金の交付を受けていない住宅であること。

（2） 木造住宅耐震診断設計資格者 第4条第4項に規定する登録を受けた者をいう。

（3） 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に定める一般診断法又は精密診断法に基づいて、木造住宅耐震診断設計資格

者が行った木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

(4) 耐震改修設計 耐震診断の結果に基づき、木造住宅の耐震診断と補強方法の内容に準じて耐震改修工事を行うために必要な耐震改修計画書及び設計図書で、木造住宅耐震診断設計資格者が作成したものをいう。

(5) 耐震改修工事 耐震診断で、総合評価における上部構造評点が1.0未満の補助対象建築物について、耐震改修設計に基づき地震に対する安全性の向上を目的として行う改修工事（木造住宅耐震診断設計資格者が建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第6項に規定する工事監理を行うものに限る。）で、改修後の耐震診断の結果が1.0以上となるものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象者となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象建築物の所有者（市外の者も可）又は現に居住している者

(2) 庄原市税の滞納がない者（世帯員全員）

第2章 木造住宅耐震診断設計資格者

（資格者の登録等）

第4条 市長は、耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事の工事監理を行う者として、木造住宅耐震診断設計資格者（以下「耐震診断設計資格者」という。）の登録をするものとする。

2 前項の登録を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、法人又は個人事業主（建築士法第23条第1項の規定による登録を受けた者に限る。）に直接雇用されている者又は個人事業者であって、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士

(2) 地方公共団体又は財団法人日本建築防災協会等の主催する木造住宅耐震診断講習会を受講した者

3 申請者は、庄原市木造住宅耐震診断設計資格者名簿登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 建築士免許証の写し

(2) 建築士事務所登録通知書の写し

(3) 前項第2号に規定する講習会を受講したことを証する書面

(4) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の申請があったときは、同項各号に掲げる書類を確認し、申請者が耐震診断設計資格者として適当と認めるときは、申請者を庄原市木造住

宅耐震診断設計資格者名簿（様式第2号）に登録をするとともに、その旨を公告するものとする。

- 5 前項の登録の有効期限は、登録の日から3年間とする。
- 6 市長は、第4項の規定による登録をしたときは、耐震診断設計資格者に対し、庄原市木造住宅耐震診断設計資格者登録通知書（様式第3号）を交付するものとする。
- 7 耐震診断設計資格者は、登録に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、庄原市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更届出書（様式第4号）に変更する内容が確認できる書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。
- 8 市長は、前項の届出があったときは、登録事項の変更に係る書類を確認し、適当と認めたときは、庄原市木造住宅耐震診断設計資格者名簿に変更事項を登録するとともに、その旨を公告するものとする。
- 9 市長は、変更事項の登録をしたときは、耐震診断設計資格者に対し、庄原市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更通知書（様式第5号）を交付するものとする。
- 10 耐震診断設計資格者は、この要綱に基づく耐震診断及び耐震改修設計を行う際に、建築士法その他関係法令に基づきその業務を誠実にを行うとともに、不当な耐震改修の勧誘等をしてはならない。
- 11 耐震診断設計資格者は、耐震診断及び耐震改修設計について、必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。
- 12 市長は、耐震診断設計資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、耐震診断設計資格者の登録を抹消するものとする。
 - (1) 登録の辞退の申出があったとき。
 - (2) 登録の有効期限が満了したとき。
 - (3) 建築士法第2条第1項の建築士でなくなったとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により第3項の登録を受けたことが判明したとき。
 - (5) その他市長が不適當と認めたとき。
- 13 市長は、耐震診断設計資格者の登録を抹消したときは、抹消した者に対し、庄原市木造住宅耐震診断設計資格者登録抹消通知書（様式第6号）により、通知し、その旨を公告するものとする。
- 14 耐震診断設計資格者の登録の更新については、有効期間満了日の30日前から行うこととし、更新の手続については、前各項の規定を準用する。

第3章 木造住宅耐震診断費補助事業

(補助対象事業及び補助金額)

第5条 木造住宅耐震診断費補助金(以下この章において「補助金」という。)の対象となる事業は、補助対象建築物について行う耐震診断とする。

2 補助金額は、耐震診断に要する経費の3分の2の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)以内とし、4万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、耐震診断を行おうとする前に、庄原市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、添付書類により証明すべき事実関係について、市職員による公簿等での確認に同意したときは、当該書類を省略することができる。

(1) 住民票の写し

(2) 当該住宅に係る登録事項証明書その他当該住宅の所有者がわかるもの

(3) 当該住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日がわかるもの

(4) 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し

(5) 庄原市税納税証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、庄原市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとし、適当と認めないときは、庄原市木造住宅耐震診断費補助金不交付決定通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、耐震診断が完了したときは、庄原市木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断結果報告書の写し

(2) 耐震診断の実施に関する契約書の写し

(3) 耐震診断に要した費用の領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める書類の提出期限は、耐震診断の完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日とする。

(補助金額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査確認し、適合すると認めるときは、補助金額を確定し、庄原市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書(様式第11号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、庄原市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

(帳簿等の保存期間)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日まで、関係帳簿及び書類を保存しなければならない。

第4章 木造住宅耐震改修工事費補助事業

(補助対象事業及び補助金額)

第12条 木造住宅耐震改修工事補助金(以下この章において「補助金」という。)の対象となる事業は、補助対象建築物について、耐震改修設計に基づいて行う耐震改修工事で、次条の規定による申請をした日の属する年度内に耐震改修工事が完了するものとする。

2 補助金額は、耐震改修工事に要する経費の3分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)以内とし、40万円を上限とする。

(交付申請)

第13条 補助金の交付を受けようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、耐震改修工事を行おうとする前に、庄原市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、添付書類により証明すべき事実関係について、市職員による公簿等での確認に同意したときは、当該書類を省略することができる。

(1) 住民票の写し

- (2) 当該住宅に係る登録事項証明書その他当該住宅の所有者がわかるもの
 - (3) 当該住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日がわかるもの。ただし、第3章の木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けた者は除く。
 - (4) 耐震改修設計に係る契約書の写し
 - (5) 耐震改修計画書及び耐震改修工事の設計図書
 - (6) 耐震改修工事に要する費用の見積書又はその写し
 - (7) 耐震診断結果報告書の写し及び改修後耐震診断計算書
 - (8) 庄原市税納税証明書
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第14条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、庄原市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定通知書（様式第14号）により当該申請者に通知し、適当と認めないときは、庄原市木造住宅耐震改修工事費補助金不交付決定通知書（様式第15号）により当該申請者に通知するものとする。

(中間検査)

第15条 補助事業者は、当該申請に係る耐震改修工事の主たる構造部分の改修が目視で確認できる状態に達したときは、庄原市木造住宅耐震改修工事費補助事業中間検査申請書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 工事写真（当該耐震改修工事の内容が確認できるもの）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、当該耐震改修工事が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを、現地検査等を行って調査及び確認しなければならない。

3 市長は、前項の規定による調査及び確認の結果、当該耐震改修工事が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合することを認めるときは、庄原市木造住宅耐震改修工事費補助事業中間検査合格通知書（様式第17号）により当該補助事業者には通知するものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、耐震改修工事が完了したときは、庄原市木造住宅耐震改修工事費補助事業実績報告書（様式第18号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の着手前、工事中及び完了時の工事写真
- (2) 耐震改修工事に要した費用の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める書類の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日とする。

3 市長は、第1項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該耐震改修工事が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを、現地検査等を行って調査及び確認しなければならない。

(補助金額の確定等)

第17条 市長は、前条第3項の規定による調査及び確認の結果、実績報告が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、庄原市木造住宅耐震改修工事費補助金額確定通知書(様式第19号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第18条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、庄原市木造住宅耐震改修工事費補助金交付請求書(様式第20号)を市長へ提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

(帳簿等の保存期間)

第19条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日まで、関係帳簿及び書類を保存しなければならない。

第5章 雑則

(指導及び助言)

第20条 市長は、耐震診断又は耐震改修工事の補助金の交付を受けようとする者及び耐震診断設計資格者に対して、住宅の地震に対する耐震性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月9日告示第115号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

様式 (省略)